

札幌市立菊水小学校

# いじめ防止基本方針



# 札幌市立菊水小学校 いじめ防止基本方針

## ■いじめ防止についての基本的な考え

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋】

## ■いじめとは何か（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## ■いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## ■未然防止

---

### 1 子どもの実態把握に努める

#### 1) 教職員の目配りによる気付き

子どもと同じ目線で考える場を共有し、個々の言動から思いを推し量る感性を高めるよう働きかけます。

#### 2) 実態把握の方法

日常の実態把握の他、いじめの状況調査アンケート、及び、市教委「悩みやいじめに関するアンケート調査」の活用によって把握に努めます。

### 2 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

#### 1) 自尊感情を高める学習活動

他者と関わる機会を工夫し、違いを認め合う仲間づくりから自尊感情を高めます。

#### 2) 教職員の協働体制を構築

子どもに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むとともに学校全体で組織としての協働体制を構築し、問題解決にあたります。

### 3 命や人権を尊重することができる豊かな心の育成

#### 1) 命を大切にする指導の充実

「ハートフル月間」、「子ども理解に関わる校内研修」等を設定・実施します。

#### 2) 人権教育の充実

子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権擁護の考え方を養います。

#### 3) 道徳教育の充実

授業で心のゆれを追体験させ、人間の気高さ・心遣い・優しさに触れ自分を省みる機会をつくれます。

### 4 保護者や地域の人々への働きかけ

- 1) 懇談会等での説明と共に、学校・学年だより等による情報の発信を通して、共通理解を深める努力と、必要に応じ支援要請をお願いします。



## ■ 早期発見

---

### 1 教職員の積極的な関わり

#### 1) 子どもの目線と立場から

常に子どもの言動に気を配り、言葉を受け止め、立場に立ち、子どもを守るという姿勢を大切にします。

#### 2) 子どもを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子に対して、その言動や表情から心を感じ取る感性を高めます。



### 2 いじめが見えにくい理由

1) 最も見えにくいSNS上のいじめについては、ご家庭と連携をして情報収集を行います。

2) いじめは大人の見えないところで行われていることが多くあります。

【無視・TikTok・LINE・遊び・ふざけ合いのような把握しにくい形態で・・・】

3) いじめられている本人からの訴えは少ないといえます。

【心配かけたくない、仕返しが怖い、言っても無駄等の心理が働いている。】

### 3 早期発見のための手立て

#### 1) 日常の観察

登校後、休み時間、給食、清掃時間、放課後等、日常の看護体制の整備を図ります。

#### 2) 子どもの人間関係の把握

学年・学級内の人間関係を把握し、気になる言動は、適切に指導します。

#### 3) アンケート調査の実施

札幌市教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート調査」、いじめの状況調査、生活振り返りシート等を活用するとともに、実態把握に努めます。

### 4 相談しやすい環境づくりに努める

#### 1) 本人からの訴え

学校は、全力で守る手立てを講じ心身の安全を保障するとともに、その姿勢について日頃から伝えていきます。

## 2) 周りの子どもからの訴え

新たな発生を防ぐために、秘密厳守の立場から、場所・時間等に考慮した聞き取りを行います。

## 3) 保護者からの訴え

保護者からの連絡に柔軟に対応できるよう、日頃からの信頼関係の構築に努めます。



## 5 インターネット上（SNS・LINE・TikTok 等）のいじめへの対応

1) 最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努めます。

2) 学校だけでは限界があり家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたるのが重要です。学級懇談会等を活用して以下のようなことを話題にし、保護者に伝えていきます。

- ①パソコンやタブレット端末、スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつこと。
- ③他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること

3) インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

- ①発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- ②匿名であっても、書き込みをした人は特定できること。
- ③書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの犯罪につながる可能性があること。
- ④自撮り画像等、一度流出した情報は簡単には回収できないこと。
- ⑤違法情報や有害情報が含まれていること。

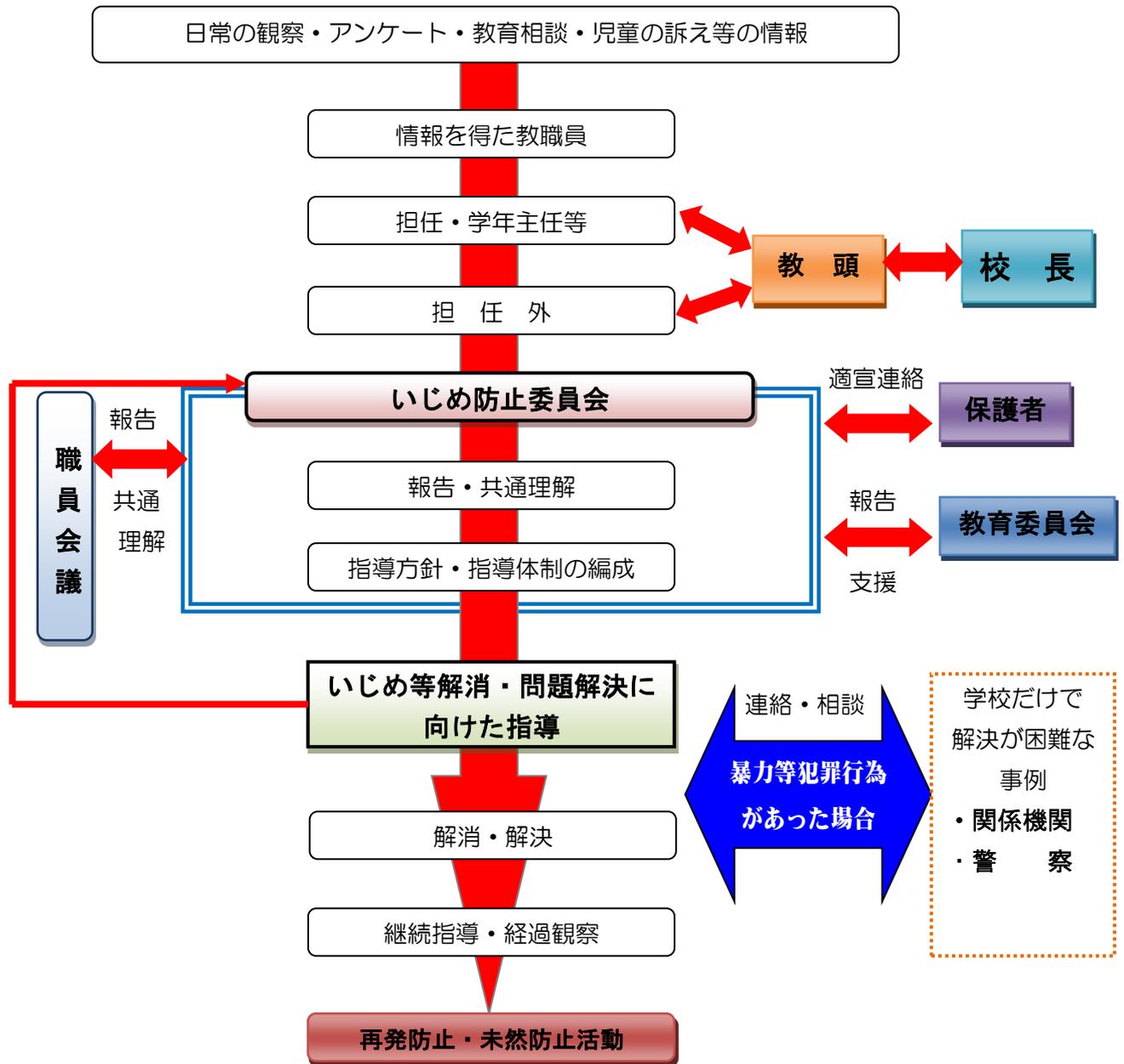
4) 家庭や地域の協力・参画の推進に努めます。

- ・保護者が発見する可能性が高いため、懇談等で、異変に気付いたらすぐに学校へ連絡・相談するようお伝えします。
- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談する一方、書き込み等の削除に可能な限り、迅速に対応します。

## ■ いじめへの対応

### いじめ等問題が起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともあります。そういった状況を避けるためにも、事例の応じた対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組んでいきます。



いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応していきます。

## ■ いじめの防止等の対策のための組織

---

### 1 いじめ防止委員会の設置

#### 1) 法規定

いじめ防止対策推進法第22条により学校に常設の組織を設置することが法に規定されています。

#### 2) 組織構成

校長、教頭、教務主任、保健主事、特別支援コーディネーター、指導担当教諭、学年主任、養護教諭 ※委員長は、教頭があたります。

### 2 教育相談体制の整備

1) 教職員が「ゲートキーパー」としての役割を担っているという、個々の認識を深めます。また、保護者や地域・関係機関と連携し、迅速・適切な対処に努めます。

#### 2) スクールカウンセラー(SC)の活用

子ども、保護者、教職員が気軽に相談できる教育相談体制を構築します。

#### 3) スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用

いじめの背景として、家庭や友人関係等、子どもの環境に複雑な問題がある場合などには、その解決に向けて、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼します。

